

# 目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料

令和8年3月5日（木）

目黒区区民生活部国保年金課

## 目 次

- 1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
の概要について . . . P 3
- 2 子ども・子育て支援金制度について . . . P 4
- 3 令和8年度 特別区基準保険料率（統一保険料方式）について . . . P 4
- 4 令和8年度 目黒区国民健康保険料率の改定案について . . . P 8
- 5 令和8年度国民健康保険事業の主な変更点について . . . P 10

### <資 料>

- 資料1 目黒区国民健康保険条例 令和8年3月改正条項一覧 . . . P 11
- 資料2 令和8年度国民健康保険料算定にかかる概念図  
(特別区基準保険料率) . . . P 13
- 参考資料1 補足説明（用語解説） . . . P 14
- 参考資料2 令和8年度収入別・世帯構成別保険料試算  
[モデルケースによる試算] . . . P 15
- 別紙 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

## 1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要について

### (1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による関係法令の改正・施行に伴う規定の整備

子ども・子育て支援金制度の下、医療保険者について子ども・子育て支援納付金の拠出が必要となったことによる国民健康保険法並びに同法施行令及び同法施行規則の改正・施行に伴う改正

⇒ 子ども・子育て支援金制度については、P.4 参照

#### 【改正条項】

第14条の2、第14条の3、第16条の6～10、第19条～第19条の6  
※ 第16条の6～10、第19条の6は新設

### (2) 令和8年度目黒区国民健康保険料率の改定等に伴う規定の整備

賦課割合、所得割率、均等割額、賦課限度額、低所得対象世帯に係る所得判定基準、低所得対象世帯及び未就学児に係る保険料均等割軽減額の改定

⇒ 保険料率の改定等についてはP.4～P.9 参照

#### 【改正条項】

第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4、第19条の2、  
第19条の4

※ 保険料賦課限度額及び低所得対象世帯に係る所得判定基準については、国民健康保険法施行令の改正に伴うもの

### (3) その他

ア 所要の規定整備(疑義を避けるための規定の整備、引用法令の条ズレ対応)

#### 【改正条項】

第14条の2、第15条、第15条の11、第16条の3、第19条の3、  
第19条の5

イ 施行日や条例の適用関係

#### 【条例の一部を改正する条例付則】

施行日：令和8年4月1日

適用関係：改正後の条例は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

※ 具体的な改正内容については、資料1「目黒区国民健康保険条例令和8年3月改正条項一覧」を参照

## 2 子ども・子育て支援金制度について

### (1) 制度の概要

少子化対策の抜本的強化のために、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険制度の仕組みの中で、子ども・子育て支援金（以下、「支援金」という。）を徴収することとなった。

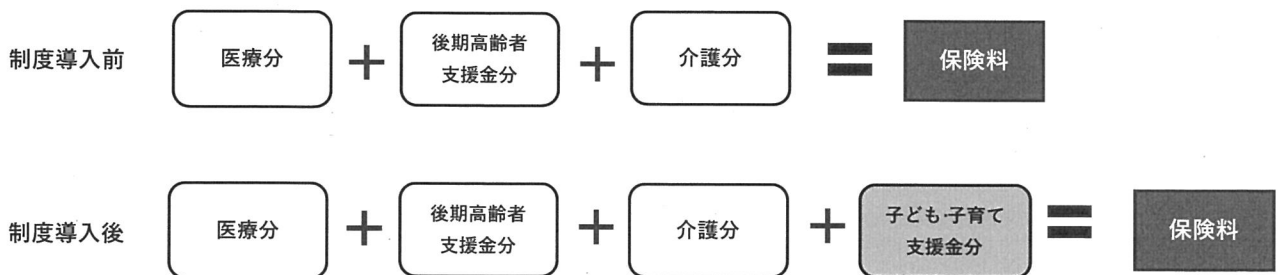
支援金の法的性格は保険料として整理され、全ての医療保険者は支援金に係る料率を設定し※、令和8年度から賦課・徴収を開始することとなる。（下図参照）

なお、本制度が少子化対策に係ることを鑑み、子どもがいる世帯の負担が増えないよう、子ども（18歳に達する日の属する年度まで）に係る均等割額は軽減される（軽減された分は、対象となる子ども以外の被保険者で負担する）。

支援金は、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるもので、医療保険と区分された仕組みとなる。

※ 目黒区の令和8年度の料率は項番4を参照

### 【子ども・子育て支援金制度の導入に伴う保険料の内訳について】



## 3 令和8年度 特別区基準保険料率（統一保険料方式）について

### (1) 特別区における国民健康保険料の基本的な考え方

平成30年度の制度改革に伴い、国民健康保険の財政運営の中心的な役割を都が担うこととなり、区は都から示される「国保事業費納付金」（以下、「納付金」という。）を収める仕組みとなった。また、納付金の財源となる保険料を決定する際の参考となる「標準保険料率」についても、都から示されることとなった。

一方で、特別区では、各自治体に示される「標準保険料率」とは別に、23区にお住まいで、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように特別区基準保険料率（統一保険料方式）を採用しており、その結果、特別区内における保険料の平準化や給付と負担の公平を確保している。

また、特別区基準保険料率の算定にあたっては、法定外繰入により保険料を低く抑えることで被保険者の負担軽減を図る措置を講じている。

## 【参考】

資料1「令和8年度国民健康保険料算定にかかる概念図（特別区基準保険料率）」

### （2）令和8年度特別区基準保険料率（統一保険料方式）算定の基本的な考え方

#### ア 子ども・子育て支援金制度の創設

令和8年度から徴収開始となる子ども・子育て支援金分は、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様に、特別区基準保険料率を採用し、それを基準に保険料率を設定する。

#### イ 賦課総額について

東京都が国から示される係数を基に算出する納付金等を基に賦課総額を算出する。

#### ウ 賦課割合について

東京都が示した所得係数に基づき算出した23区の水準は、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のいずれも所得割58：均等割42、子ども・子育て支援金分は所得割57：均等割43であった。この割合を賦課割合とする。

#### エ 賦課限度額について

基礎分については66万円から67万円に変更する。後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、昨年と同額とする。子ども・子育て支援金分については、法令で示された3万円を賦課限度額とする。

#### オ 介護納付金分の所得割率の統一について

介護納付金分の所得割率のみ、所得水準の格差を理由に各区設定とされてきたが、今後、都内保険料水準の統一を目指していくこと等に鑑み、令和6年度から23区統一の基準保険料率が示されることとなった（令和6年度～7年度が経過措置期間）。

### （3）特別区独自の負担抑制策\*（収納率の割戻し算定の未実施）

特別区基準保険料率に係る賦課総額算定においては、保険料未納発生を考慮した収納率の割戻しを行わないこととし、負担抑制を図っている。これは、特別区の収納率が低く、割戻しを行った場合、保険料の大幅増につながるため、これを行わないこととしている。なお、これを行わないことによる保険料未収分は一般会計の法定外繰入で補填することとなる。

#### 【令和8年度特別区法定外繰入額概算】

○収納率割戻し算定未実施分 約151億円（1人当たり抑制額 9,083円）

#### 【参考（目黒区分）】（被保険者数による按分額）

○保険料抑制額 4億1千万円余

※ ロードマップ（激変緩和措置期間）の終了について

平成 30 年度の制度改革による納付金制度の導入に伴う激変緩和措置として、納付金の 94%を賦課総額に組入れ、年 1%ずつ引き上げるロードマップが作成された。当初は 6 年間の予定であったものの、新型コロナウイルス感染症拡大等の特殊要因により 2 年延長されたが、令和 8 年度をもって賦課総額に対する納付金の組入率 100%を達成し、ロードマップによる負担抑制は解消されることとなった。

## 《特別区基準保険料率（統一保険料方式）の推移》

### 【基礎分 & 後期高齢者支援金分】

※賦課限度額は政令改正に基づき改正している。

基礎分 & 後期高齢者支援金分	令和8年度 (案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
賦課割合 (所得割：均等割)	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42
所得割率 (%)	10.31	10.4	11.49	9.59	9.44
基礎分 支援金分	7.51	2.69	8.69	2.42	7.16
均等割額 (円)	65,200	64,100	65,600	60,100	55,300
基礎分 支援金分	47,600	16,800	49,100	15,100	42,100
賦課限度額 (円)	930,000	920,000	890,000	870,000	850,000
基礎分 支援金分	670,000	260,000	650,000	220,000	650,000
1人当たり保険料 (円)	155,447	152,673	156,520	143,363	131,813
基礎分 支援金分	113,337	40,027	117,124	36,015	100,322
前年度との比較 金額 (円)	2,774	▲3,847	13,157	11,550	6,824
(1人当たり保険料) 率 (%)	1.82	▲2.46	9.18	8.76	5.46

### 【介護納付金分】

介護納付金分	令和8年度 (案)	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
賦課割合 (所得割：均等割)	58：42	58：42	58：42	58：42	58：42
所得割率 (%)	2.43	2.25	2.36	各区設定	各区設定
均等割額 (円)	17,800	16,600	16,500	16,200	16,600
賦課限度額 (円)	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
1人当たり保険料 (円)	42,609	39,565	39,499	38,808	39,567
前年度との比較 金額 (円)	3,044	66	691	▲759	▲1,312
(1人当たり保険料) 率 (%)	7.69	0.17	1.78	▲1.92	▲3.21

### 【子ども・子育て支援金分】 (令和8年度新設)

子ども・子育て支援金分	令和8年度 (案)
賦課割合 (所得割：均等割)	57：43
所得割率 (%)	0.27
均等割額 (円)	1,800
18歳以上均等割額 (円)	73
賦課限度額 (円)	30,000
1人当たり保険料 (円)	4,227
前年度との比較 金額 (円)	
(1人当たり保険料) 率 (%)	

18歳以上均等割とは…子どもがいる世帯の負担が増えないよう、子ども(18歳に達する日の属する年度まで)に係る均等割額は軽減される。軽減された分は「18歳以上均等割」として、対象となる子ども以外の被保険者で負担する。

#### 4 令和8年度 目黒区国民健康保険料率の改定案について

##### (1) 都から示された目黒区の国保事業費納付金及び標準保険料率について

###### ア 国保事業費納付金

基礎分	63億4,928万円余
後期高齢者支援金分	23億7,800万円余
介護納付金分	9億2,033万円余
子ども・子育て支援金分	2億2,383万円余
合計	98億7,145万円余

###### イ 標準保険料率

	所得割	均等割	18歳以上均等割
基礎分	7.87/100	49,085円	
後期高齢者支援金分	2.90/100	17,928円	
介護納付金分	2.46/100	18,001円	
子ども・子育て支援金分	0.31/100	1,920円	80円

※「標準保険料率」とは、都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表している。都においては2方式（所得割及び均等割）を用いて試算している。

##### (2) 目黒区における国民健康保険料の設定の考え方

基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分について、特別区基準保険料率の考え方に沿い、目黒区としての保険料を定める。

##### (3) 目黒区国民健康保険料率の改定案について

上記(1)(2)を踏まえて算定した目黒区国民健康保険料率の改定案は、次のとおりとなった（詳細は次頁を参照）。

	所得割	均等割	18歳以上均等割
基礎分	7.51/100	47,600円	
後期高齢者支援金分	2.80/100	17,600円	
介護納付金分 <sup>※</sup>	2.35/100	17,800円	
子ども・子育て支援金分	0.27/100	1,800円	73円

※ 介護納付金分の所得割について、令和8年度からは、特別区基準保険料率を基準とすることとなっていたが、特別区基準保険料率（2.43/100）を用いると賦課すべき総額を超えるため、基準保険料率よりも低い率とした。

## 目黒区国民健康保険料率改定案

### ① 基礎分・後期高齢者支援金分

※下線部分が変更箇所

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
7	10.40/100	64,100円	特別区 (58：42)	92万円
	基礎分 7.71/100	基礎分47,300円		基礎分 66万円
	支援金分2.69/100	支援金分16,800円	目黒区 (64：36)	支援金分26万円
8案	10.31/100	65,200円	特別区 (58：42)	93万円
	基礎分 7.51/100	基礎分47,600円		基礎分 67万円
	支援金分2.80/100	支援金分17,600円	目黒区 (64：36)	支援金分26万円

### ② 介護納付金分

年度	所得割	均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
7	目黒区2.19/100 (特別区2.25/100)	16,600円	特別区 (58：42)	17万円
	目黒区 (62：38)			
8案	目黒区2.35/100 (特別区2.43/100)	17,800円	特別区 (58：42)	17万円
	目黒区 (62：38)			

### ③ 子ども・子育て支援金分（令和8年度新設）

年度	所得割	均等割 18歳以上均等割	賦課割合 (所得割：均等割)	賦課限度額
8案	目黒区0.27/100	1,800円	特別区 (57：43)	3万円
		73円 (※1)	目黒区 (64：36)	

※1 18歳未満（18歳に達する日の属する年度まで）に賦課される均等割は軽減され、軽減分は18歳以上の被保険者に18歳以上均等割として賦課される

### ④ 一人当たり保険料（基礎分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 (※2)
7	152,673円	176,170円	158,169円
8案	155,447円	186,604円 (※3)	167,262円 (※4)
差引額	2,774円	10,434円	9,093円

※2 非自発的失業軽減及び低所得者軽減を行った場合の1人当たりの保険料

※3 うち子ども・子育て分:5,021円 ※4 うち子ども・子育て分:4,509円

### ⑤ 一人当たり保険料（介護納付金分）（年額）

年度	特別区	目黒区	非自発的失業軽減・ 均等割額軽減等の場合 (※2)
7	39,565円	43,286円	38,618円
8案	42,609円	46,622円	41,641円
差引額	3,044円	3,336円	3,023円

※ 目黒区は、23区平均に比べ一人当たりの所得が高いため、一人当たりの保険料が23区平均と比べて高くなっています。

## 5 令和8年度国民健康保険事業の主な変更点について

### (1) 国民健康保険料賦課限度額等の改正【国民健康保険条例事項】

賦課限度額は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、国民健康保険料の負担額に一定の上限を設けるもので国民健康保険法施行令に規定する金額を上限として、区市町村がそれぞれの条例で定めることとなっている。国は、必要な保険料の引き上げを行う中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的に賦課限度額を引き上げる改正を適宜行ってきている。令和8年度については、基礎分の賦課限度額を見直すこととなった。

また、物価上昇の影響で実質的な所得が減ることに対して、均等割軽減を受けている世帯の範囲がこれに見合ったものとなるように、均等割軽減対象世帯の軽減判定所得基準額を算出する際に世帯人数に乗じる額を改正する。

#### 【保険料限度額の見直し（引き上げ）】

基礎分保険料賦課限度額「66万円」→「67万円」

#### 【保険料低所得者軽減世帯に係る判定基準額の見直し（引き上げ）】

5割軽減：「30万5千円」→「31万円」

2割軽減：「56万円」→「57万円」

#### 参考：保険料均等割額軽減判定基準額算出式

$$5割(2割)軽減基準額 = 基礎控除額 + (給与・年金所得者の合計数 - 1) \times 10万円 + 被保険者数 \times 31万円 (57万円) 以下$$

### (2) 高額療養費制度の見直し（令和8年8月以降）

令和6年末に政府が示した高額療養費制度の上限引き上げ案は、患者団体の強い反発を受け、令和7年3月に全面凍結されることが決定された。

その後、厚生労働省の専門委員会で再度議論され、患者団体や保険者の意見を踏まえた新たな案が令和7年末に取りまとめられた。

新しい見直し案では、令和8年8月から月額自己負担上限額を引き上げ、平均的所得層では8万5800円程度となる。また、急激な負担増を防ぐため年間上限（53万円）が新設される予定である。

さらに、見直しは令和9年8月にも予定されており、所得区分をより細分化して支払い能力に応じた負担を求める段階的改革が想定されている。

加えて、がんや難病など長期治療者への配慮として、多数回該当の軽減措置は現行維持とされ、低所得層の負担も抑制される方向で調整されている。

今後、関係政令が改正され令和8年8月以降施行される予定となっている。

以 上

## 目黒区国民健康保険条例 令和 8 年 3 月改正条項一覧

目黒区国保条例_改正対象条項	改正要旨
第 1 4 条の 2 (保険料の賦課額)	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正 (規定の整備を含む ※ <sup>1)</sup> )
第 1 4 条の 3 (基礎賦課総額)	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正
第 1 5 条 (基礎賦課額の所得割額の算定)	規定の整備 ※ <sup>2</sup>
第 1 5 条の 4 (基礎賦課額の保険料率)	保険料率改定に伴う改正
第 1 5 条の 8 (基礎賦課限度額)	賦課限度額改定に伴う改正 ※ <sup>2</sup>
第 1 5 条の 1 1 (後期高齢者支援助金等賦課額の所得割額の算定)	規定の整備 ※ <sup>1</sup>
第 1 5 条の 1 2 (後期高齢者支援助金等賦課額の保険料率)	保険料率改定に伴う改正
第 1 6 条の 3 (介護納付金賦課額の所得割額の算定)	規定の整備 ※ <sup>1</sup>
第 1 6 条の 4 (介護納付金賦課額の保険料率)	保険料率改定に伴う改正
第 1 6 条の 6 (子ども・子育てで支援助納付金賦課総額) 【新設】	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正
第 1 6 条の 7 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 【新設】	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正
第 1 6 条の 8 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額の所得割額の算定) 【新設】	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正
第 1 6 条の 9 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額の保険料率) 【新設】	新制度 (子ども・子育てで支援助納付金賦課額) 創設に伴う改正

<p>第16条の10（子ども・子育てで支援納付金賦課限度額）【新設】</p> <p>第19条（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）</p> <p>第19条の2（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第19条の3（特例対象被保険者等の特例）</p> <p>第19条の4（未就学児の被保険者均等割額の減額）</p> <p>第19条の5（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第19条の6（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）【新設】</p>	<p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設に伴う改正</p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設に伴う改正</p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設並びに保険料率及び賦課限度額・軽減判定基準額の改定に伴う改正 ※<sup>2</sup></p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設に伴う改正 （規定の整備を含む ※<sup>1</sup>）</p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設及び保険料率改定に伴う改正</p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設に伴う改正 （規定の整備を含む ※<sup>1</sup>）</p> <p>新制度（子ども・子育てで支援納付金賦課額）創設に伴う改正</p>
<p>改正条例 附則</p> <p>施行日：令和8年4月1日</p> <p>適用関係：改正後の条例は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>	

※<sup>1</sup>：本表では、「規定の整備」とは疑義等为了避免するための文言修正や引用法令の条ズレ対応等を指す。

※<sup>2</sup>：二重下線部分は、政令改正に伴う改正事項

## 令和 8 年度国民健康保険料算定にかかる概念図（特別区基準保険料率）

## ◆基礎分

A 国保事業費（基礎分）納付金（100%）			B 特定健 診諸費	C 出産諸費・ 葬祭諸費・ 保健事業費	D その他条 例減免等
E 区繰入金 （負担抑制）	F 国特別調交・都繰入 金・波及増・保険者支 援制度	G 保険者努力 支援制度	H 賦課総額		

## ◆後期高齢者支援金分・介護納付金分

I 国保事業費（後期支援金分・介護分）納付金		
J 区繰入金 （負担抑制）	K 保険者支援制度等	L 賦課総額

## ◆子ども・子育て支援金分

M 国保事業費（子ども・子育て分）納付金			Q1 （18歳以上 均等割分）
N 区繰入金 （負担抑制）	O 保険者支援制度等	P 賦課総額（※）	Q2 （18歳未満 均等割分）

※ 子ども・子育て支援金は、賦課総額の算定では、全被保険者分の均等割を含めて計上する（18歳以上に賦課される均等割（Q1）も含める）。  
ただし、実際の保険料賦課では、18歳未満の均等割（Q2）が減額措置の対象となるため、その分が差し引かれ、最終的には相殺されることとなる。

都から各区市町村に示される国保事業費納付金及び国保事業の運営に係る経費の総額から、国や都から支払われる交付金等及び負担抑制※による繰入金を差し引いたものが、賦課総額となる。この賦課総額を基に特別区基準保険料率が算定される。

※ 特別区の収納率は都内市町村に比べて低く、保険料の未納発生を考慮した収納率の割り戻しを実施する場合、保険料の大幅増につながるため、収納率による割り戻しを行わないことで負担抑制を図っている。

ただし、実際の収納率は100%ではないため、発生した未納分は、一般財源からの法定外繰入で補填することとなる。

## 【参考】

- ・令和 6 年度決算に基づく標準的な収納率（基礎分） 特別区：89.85% 都内市町村：95.33%
- ・令和 8 年度の特別区基準保険料率の算定に当たっては、割戻の未実施による一般会計からの繰入額を約 151 億円として算定を行っている。

## 補足説明（用語解説）

### 1 納付金

国保制度改革により、平成 30 年度から都道府県が区市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体を担うことになりました。これにより、都道府県が区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）を算定・決定し、あわせて標準保険料率を公表する仕組みが導入されました。

一方、区市町村は、都道府県が示した内容を踏まえて保険料を賦課・徴収し、その収入等をもとに、定められた納付金を都道府県へ納付する役割を担っています。

### 2 賦課総額

国民健康保険（国保）の運営に必要な費用をまかなうため、被保険者の皆様に保険料として負担していただく総額を「賦課総額」といいます。賦課総額は、国保法施行令に基づき、保険料率（所得割率や均等割額）を設定する際の基礎となる金額です。

賦課総額は、国保特別会計で必要となる事業費から、国や都の補助金・交付金、区の一般会計からの繰入金などの収入を差し引いて算定されます。特別区では、この考え方を基本としつつ、独自の方法で具体的な金額を決定しています。

賦課総額を算定するにあたっては、区が都に納める上記「1 納付金」の金額が基となっています。納付金の内訳は、基礎〔医療〕分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分（令和 8 年度から）となっています。

（⇒ 資料 2 「令和 8 年度国民健康保険料算定にかかる概念図」参照）

### 3 賦課割合

保険料は、所得割と均等割で構成されています。賦課総額を被保険者の皆様から保険料を徴収する際に、所得割で賦課する額の総額と均等割で賦課する額の総額の割合を賦課割合といいます。

所得割は、被保険者の方の資力に応じて賦課するものをいい、均等割は、全ての被保険者に対して定額を賦課するものをいいます。このため、賦課総額に占める所得割の比率が高くなるほど低所得の方への負担を抑制でき、一方で、均等割の比率が高くなるほど、受益と負担の均衡が図られる（全員で負担し合う比率が高まる）こととなります。

### 4 特別区国民健康保険料率等の算定方法

保険料率は、一般被保険者の賦課総額、賦課割合、被保険者数、旧ただし書き所得により決まります。所得割率と均等割額は、次の算式で求められます。

$$\text{所得割率} = \frac{(\text{賦課総額} \times \text{所得割の賦課割合})}{\text{一般被保険者旧ただし書所得 (限度額超過分を除く)}}$$

所得割保険料として集める額の総額を所得の総額で除して得た率

$$\text{均等割額} = \frac{(\text{賦課総額} \times \text{均等割の賦課割合})}{\text{一般被保険者数}}$$

均等割保険料として集める額の総額を被保険者数で除して得た額

### 5 旧ただし書き所得

旧ただし書き所得とは、昭和 36 年度から 38 年度まで市町村民税の所得割額の課税方式として採用されていたもので、地方税法第 314 条の 2 第 1 項の総所得金額及び山林所得金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。ただし書所得では、雑損失の繰越控除は適用されません。

令和8年度 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕★基礎分+後期高齢者支援金分+子ども分+介護分★

保険料率等	7年度				8年度				
	基礎+支援	基礎分	支援金分	介護分	基+支+子	基礎分	支援金分	子ども分	介護分
所得割率	10.40%	7.71%	2.69%	2.19%	10.58%	7.51%	2.80%	0.27%	2.35%
均等割額	64,100	47,300	16,800	16,600	67,000	47,600	17,600	1,800	17,800
18歳以上均等割額	-	-	-	-	73	-	-	73	-
一人当たり保険料額(減額前)	176,170	129,656	46,514	43,286	186,604	132,100	49,483	5,021	46,622
賦課限度額	920,000	660,000	260,000	170,000	960,000	670,000	260,000	30,000	170,000

※年金収入153万円及び  
給与収入108万円は、  
均等割のみ世帯の収入  
上限である。

①年金受給者(65歳以上) 1人世帯〔世帯主(65歳)〕

年 収		100万円	※53万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
8年度	7年度保険料 [a]	19,230	19,230	100,160	216,980	302,779	390,139	478,539	566,939	658,459	757,259
	保険料 [b]	20,122	20,122	103,384	222,599	309,883	398,755	488,685	578,615	671,719	772,229
	※うち子ども分	(562)	(562)	(2,767)	(5,842)	(8,069)	(10,337)	(12,632)	(14,927)	(17,303)	(19,868)
	対前年度増減額 [b-a]	892	892	3,224	5,619	7,104	8,616	10,146	11,676	13,260	14,970
	対前年度増減率 [b/a]	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
	均等割軽減対象[7年度]	7割	7割	2割							
均等割軽減対象[8年度]	7割	7割	2割								

②年金受給者(65歳以上) 2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収		100万円	※53万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	0	470,000	1,470,000	2,295,000	3,135,000	3,985,000	4,835,000	5,715,000	6,665,000
8年度	7年度保険料 [a]	38,460	38,460	112,980	281,080	366,879	454,239	542,639	631,039	722,559	821,359
	保険料 [b]	40,244	40,244	116,799	289,672	376,956	465,828	555,758	645,688	738,792	839,302
	※うち子ども分	(1,124)	(1,124)	(3,142)	(7,715)	(9,942)	(12,210)	(14,505)	(16,800)	(19,176)	(21,741)
	対前年度増減額 [b-a]	1,784	1,784	3,819	8,592	10,077	11,589	13,119	14,649	16,233	17,943
	対前年度増減率 [b/a]	1.05	1.05	1.03	1.03	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02
	均等割軽減対象[7年度]	7割	7割	5割							
均等割軽減対象[8年度]	7割	7割	5割								

③給与と所得者(65歳未満) 1人世帯〔世帯主(45歳)〕

年 収		※108万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	420,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,620,000
8年度	7年度保険料 [a]	52,940	130,028	192,751	280,881	374,047	474,767	575,487	681,243	794,553	914,158
	保険料 [b]	25,462	122,204	199,950	290,460	386,142	489,582	593,022	701,634	818,004	937,469
	※うち子ども分	(562)	(2,632)	(4,276)	(6,166)	(8,164)	(10,324)	(12,484)	(14,752)	(17,182)	(19,747)
	対前年度増減額 [b-a]	-27,478	-7,824	7,199	9,579	12,095	14,815	17,535	20,391	23,451	23,311
	対前年度増減率 [b/a]	0.48	0.94	1.04	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
	均等割軽減対象[7年度]	5割	2割								
均等割軽減対象[8年度]	7割	2割									

④給与と所得者(65歳未満) 2人世帯〔世帯主(45歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	420,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,620,000
8年度	7年度保険料 [a]	93,290	146,168	241,171	361,581	454,747	555,467	656,187	761,943	875,253	986,680
	保険料 [b]	50,924	139,179	250,874	375,333	471,015	574,455	677,895	786,507	902,877	1,004,542
	※うち子ども分	(1,124)	(3,007)	(5,400)	(8,039)	(10,037)	(12,197)	(14,357)	(16,625)	(19,055)	(21,620)
	対前年度増減額 [b-a]	-42,366	-6,989	9,703	13,752	16,268	18,988	21,708	24,564	27,624	17,862
	対前年度増減率 [b/a]	0.55	0.95	1.04	1.04	1.04	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
	均等割軽減対象[7年度]	5割	5割	2割							
均等割軽減対象[8年度]	7割	5割	2割								

⑤給与と所得者(65歳未満) 3人世帯〔世帯主(45歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	420,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,620,000
8年度	7年度保険料 [a]	109,315	162,193	208,776	354,941	486,797	587,517	688,237	793,993	907,303	1,013,530
	保険料 [b]	60,704	155,479	216,250	367,464	503,615	607,055	710,495	819,107	935,477	1,037,142
	※うち子ども分	(1,124)	(3,007)	(4,276)	(7,290)	(10,037)	(12,197)	(14,357)	(16,625)	(19,055)	(21,620)
	対前年度増減額 [b-a]	-48,611	-6,714	7,474	12,523	16,818	19,538	22,258	25,114	28,174	23,612
	対前年度増減率 [b/a]	0.56	0.96	1.04	1.04	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
	均等割軽減対象[7年度]	5割	5割	5割	2割						
均等割軽減対象[8年度]	7割	5割	5割	2割							

⑥給与と所得者(65歳未満) 4人世帯〔世帯主(45歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)+子(1歳・収入なし)〕

年 収		※108万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
旧ただし書き所得		0	420,000	890,000	1,590,000	2,330,000	3,130,000	3,930,000	4,770,000	5,670,000	6,620,000
8年度	7年度保険料 [a]	125,340	178,218	224,801	380,581	518,847	619,567	720,287	826,043	939,353	1,045,580
	保険料 [b]	70,484	171,779	232,550	393,544	536,215	639,655	743,095	851,707	968,077	1,069,742
	※うち子ども分	(1,124)	(3,007)	(4,276)	(7,290)	(10,037)	(12,197)	(14,357)	(16,625)	(19,055)	(21,620)
	対前年度増減額 [b-a]	-54,856	-6,439	7,749	12,963	17,368	20,088	22,808	25,664	28,724	24,162
	対前年度増減率 [b/a]	0.56	0.96	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
	均等割軽減対象[7年度]	5割	5割	5割	2割						
均等割軽減対象[8年度]	7割	5割	5割	2割							